会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第１２５０号
令和５年１０月１１日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　登　坂　英　明）
（公印省略）

麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法並びに大麻取締法における
免許、指定及び登録番号の取扱いについて（通知）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件について、埼玉県保健医療部薬務課長より別添のとおり通知がありました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

担当：業務課業務Ⅰ担当　森田
電話：048-824-2611
ＦＡＸ：048-822-8515

草加八潮医師会
収受
5.10.11
第692号

薬第４３５－２号
令和５年９月２５日

一般社団法人埼玉県医師会会長　様

埼玉県保健医療部薬務課長（公印省略）

麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法並びに大麻取締法における
免許、指定及び登録番号の取扱いについて（通知）

本県の薬務行政につきまして、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法及び大麻取締法の施行の権限の一部を保健所長に委譲し、向精神薬取扱者、向精神薬試験研究施設、特定麻薬等卸小売業者、覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者及び大麻取扱者等（以下、「向精神薬取扱者等」）の免許、登録及び指定番号（以下、「免許等番号」）の取扱いについては、保健所ごとに独自で管理しています。

今般、令和５年１０月２日以降に向精神薬取扱者等の免許を受ける者についての免許等番号の付与方法を下記のとおり県で統一することとしましたのでお知らせします。つきましては、貴会員への周知について御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、麻薬取扱者免許番号の取扱いについては、従前のとおりです。

記

１　免許等番号の桁数
　算用数字５桁とする。

２　免許満了時の取扱い
　欠番とする。

３　有効期間満了時の取扱い
　原則として欠番とする。継続申請があったとき、新たに免許等番号を付与す

る。

なお、令和５年９月３０日以前に向精神薬取扱者等の免許を受けたものについても、令和５年１０月１日以降に有効期間を満了するときは欠番とし、継続申請があったときは新たに免許等番号を付与する。

4　向精神薬取扱者及び向精神薬試験研究施設の免許等番号
５桁のうち上１桁を「１」とし、下４桁を連番とする。

5　特定麻薬等向精神薬原料卸小売業者の管理番号
５桁のうち上１桁を「２」とし、下４桁を連番とする。

6　覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者の免許等番号
５桁のうち上１桁を「３」とし、下４桁を連番とする。

7　覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の免許番号
５桁のうち上１桁を「４」とし、下４桁を連番とする。

8　大麻取扱者の免許番号
５桁のうち上１桁を「５」とし、下４桁を連番とする。

担当：薬物対策・献血担当　濵田
電話：０４８－８３０－３６３３